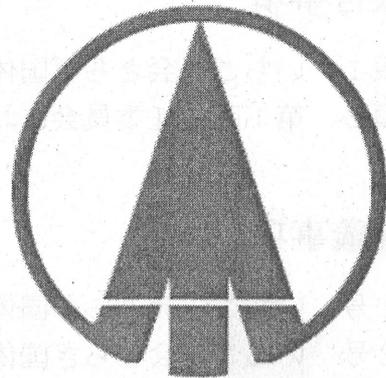


いちご一会とちぎ国体  
野木町実行委員会  
第2回総会



いちご いちえ 一会とちぎ国体

第77回 国民体育大会 夢を感動へ。感動を未来へ。2022

【大会会期：令和4年(2022年)10月1日(土)～10月11日(火)】

書面開催

~~日時~~ 令和2年5月13日(水)午後3時00分

~~会場~~ 野木エニスホール(野木町文化会館) 小ホール

## 資料目次

○次第・・ P 1

### 【議 事】

#### (1) 報告事項

報告事項 1 いちご一会とちぎ国体野木町実行委員会役員及び委員等の変更・・・・・・・・ P 2  
報告事項 2 第1回常任委員会における審議決定事項等・・・・・・・・ P 4

#### (2) 審議事項

議案第1号 いちご一会とちぎ国体野木町協賛取扱要項(案)について・・・・・・・・ P 17  
議案第2号 いちご一会とちぎ国体野木町民協働基本計画(案)及びボランティア募集  
要項(案)について・・・・・・・・ P 24  
議案第3号 令和元年度事業報告について・・・・・・・・ P 29  
議案第4号 令和2年度事業計画(案)について・・・・・・・・ P 30  
議案第5号 令和2年度収支予算(案)について・・・・・・・・ P 31

#### <参考資料>

○いちご一会とちぎ国体野木町実行委員会委員会名簿・・・・・・・・ P 32  
○いちご一会とちぎ国体野木町実行委員会会則・・・・・・・・ P 35

# いちご一会とちぎ国体野木町実行委員会

## 第2回総会 次第

令和2年5月13日(水) 午後3時  
野木エニスホール(野木町文化会館) 小ホール

### 1 開会

### 2 会長あいさつ

### 3 議事

#### (1) 報告事項

- 報告事項1 いちご一会とちぎ国体野木町実行委員会役員及び委員等の変更
- 報告事項2 第1回常任委員会における審議決定事項等

#### (2) 審議事項

- 議案第1号 いちご一会とちぎ国体野木町協賛取扱要項(案)について
- 議案第2号 いちご一会とちぎ国体野木町民協働基本計画(案)及びボランティア募集要項(案)について
- 議案第3号 令和元年度事業報告について
- 議案第4号 令和2年度事業計画(案)について
- 議案第5号 令和2年度収支予算(案)について

### 4 閉会



# 報告事項

## 報告事項 1

### いちご一会とちぎ国体野木町実行委員会役員及び委員等の変更

令和元年9月25日から令和2年5月13日までの間における実行委員会の役員及び委員等の変更については、下記のとおりである。

いちご一会とちぎ国体野木町実行委員会会則第8条第3項の規定により報告する。

#### 【役員】

所属機関・団体	役職名	新任者	前任者	備考
野木町区長会	会長	下坂 孝	富田 英俊	
野木町校長会	代表	中田 隆	大澤 治亮	
野木町社会教育委員会兼 公民館運営審議委員会	委員長兼会長	針谷 良七	古澤 清一郎	
野木町子ども会連合会	会長	長南 美佳	堀 枝里	
野木町PTA連合会	会長	工藤 仁	浅川 清一	
野木町総合政策部	部長	寺内 由一	老沼 和男	
野木町町民生活部	部長	寶示戸 浩	伏木 富男	
野木町教育委員会事務局	教育次長	酒井 浩章	寺内 由一	

#### 【委員】

所属機関・団体	役職名	新任者	前任者	備考
小山農業協同組合野木支店	支店長	倉持 崇宏	岸 均	
野木町青少年クラブ	会長	岩崎 千昌	鈴木 利拓	
野木町認定農業者協議会	会長	老沼 利治	菅谷 正弘	
公益財団法人栃木県栄養士会	県南支部運営委員	岩本 佳代子	服部 貴子	
野木町食生活改善推進員協議会	会長	三井 玲子	吉川 可奈子	
一般社団法人小山薬剤師会	副会長	伊沢 泰直	山田 利信	
野木町民生委員児童委員協議会	会長	三木 ひとみ	諏訪 洋子	
野木町女性団体連合会	会長	星野 英子	渡辺 たか子	
株式会社毎日新聞社宇都宮支局	支局長	青木 英一	上鶴瀬 浄	
一般社団法人共同通信社宇都宮支局	支局長	新井 秀信	井上 勝登	

【参与】

所属機関・団体	役職名	新任者	前任者	備考
友沼区	区長	岩瀬 武	川島 良一	
潤島区	区長	土佐 美治	須田 正二	
松原区	区長	中村 俊三	富田 英俊	第1回総会時 区長会会長
新橋区	区長	成田 秀志	檜山 金哉	
丸林西区	区長	下坂 孝	下坂 孝	区長会会長 役員へ変更
中谷区	区長	岡部 高幸	篠崎 富雄	
野木町教育委員会	委員	爲我井 志麻	山中 昭八	
栃木県小山警察署	署長	村松 宏政	蓼沼 浩	
栃木県県土整備部栃木土木事務所	参事兼所長	嶋田 幸男	柴 誠	

## 報告事項 2

### 第 1 回常任委員会における審議決定事項等

いちご一会とちぎ国体野木町実行委員会会則第 1 2 条第 9 項の規定により報告する。

第 1 回常任委員会（令和 2 年 2 月 1 7 日）

いちご一会とちぎ国体野木町開催推進総合計画について

いちご一会とちぎ国体野木町実行委員会専門委員会規程について

いちご一会とちぎ国体野木町実行委員会専門委員会組織について

## いちご一会とちぎ国体野木町開催推進総合計画

### 1 趣旨

「いちご一会とちぎ国体」（以下「国体」という。）の成功に向け、野木町民の元気と総力を結集し、おもてなしの心で野木町ならではの個性と魅力ある国体の実現に努めるとともに、新たな活力とにぎわいを創出する国体を目指すため、いちご一会とちぎ国体野木町開催基本方針に基づき開催推進総合計画を定めるものとする。

### 2 基本方針

#### (1) 総務企画

栃木県、競技団体、関係機関及び関係団体（以下「県等」という。）と緊密に連携し、国体を一過性のものとせず、今後のまちづくりにつながるものとするために、総合的な計画を立案し、施策の推進を図る。

#### (2) 財務

県等との相互協力のもと、創意工夫を凝らしながら、魅力あふれる国体を目指し、適切で効率的な財務の運営を図る。

#### (3) 広報

国体に対する町民の関心や参加意欲を高めるため、効果的な広報活動を積極的に展開するとともに、野木町を訪れる方々をはじめ、国体に関わった人々を通じて、全国に歴史・文化・自然・食など野木町の魅力を発信する。

#### (4) 町民協働

町民総参加のもと一丸となって国体を盛り上げ、国体開催の意義を広めるとともに、国体の経験をその後の町民協働によるまちづくりにつなげる。

#### (5) 観光・接伴

選手や監督をはじめ、野木町を訪れる方々を温かくお迎えするとともに、本町の観光、文化、産業等を広く紹介し、もう一度訪れていただけるような心のこもったおもてなしを提供する。

#### (6) 競技

県等と緊密な連携を図りながら、参加選手が十分活躍できるよう、競技に必要な諸条件を整備し、可能な限り現有のものを活用し、円滑で効率的な競技会のための準備・運営に万全を期す。

#### (7) 式典

県等と十分に協議をし、野木町の特色を活かした式典とする。

#### (8) 施設

国民体育大会開催基準要項に規定されている施設基準を尊重し、既存施設の活用を前提としながら、国体開催後の施設利用も視野に入れた整備を行う。

### (9) 宿泊

宿泊施設その他関係機関との連携により、十分にくつろいでいただける環境を整えるとともに、大会関係者だけでなく、より多くの方々へ温かいお迎えができる効率的な配宿体制の確立を図る。

### (10) 医事・衛生

国体にかかわる全ての方々の健康を確保するとともに、国体を快適な環境のもとで開催するため、医療機関その他関係機関との連携を強化する。さらに、環境衛生及び食品衛生に配慮するとともに、防疫対策及び医療救護体制の確立を図る。

### (11) 輸送・交通

野木町の交通事情を勘案し、交通事業者その他関係機関との連携により、安全かつ効率的で確実な輸送・交通体制の確立を図る。あわせて、交通混雑の緩和と環境への負担軽減のために公共交通機関の利用を促進する。

### (12) 警備・消防

競技会場その他国体関係施設における治安の確保や災害の防止、大規模災害等の非常時における緊急対応に万全を期するため、警察・消防その他関係機関と緊密に連携しながら、警備・消防防災体制の確立を図る。

## 3 計画策定

### (1) 総務企画

- ア 開催推進総合計画に関すること。
- イ 大会運営ガイドラインに関すること。
- ウ 協賛の取扱に関すること。

### (2) 財務

- ア リハ大会及び本大会の予算に関すること。
- イ 識別用品の整備に関すること。

### (3) 広報

- ア 広報基本計画に関すること。
- イ 実行委員会ウェブサイトに関すること。
- ウ 大会報告書に関すること。

### (4) 町民協働

- ア 町民協働基本計画に関すること。
- イ 炬火イベントに関すること。
- ウ ボランティアに関すること。

### (5) 観光・接伴

- ア 観光・接伴基本計画に関すること。
- イ 総合案内に関すること。

### (6) 競技

- ア 競技会運営基本計画に関すること。

- イ 競技役員等に関する事。
- ウ リハ大会開催基本計画に関する事。
- エ デモンストレーションスポーツ実施に関する事。
- オ 情報通信業務に関する事。
- (7) 式典
  - ア 式典基本計画に関する事。
- (8) 施設
  - ア 施設整備基本計画に関する事。
- (9) 宿泊
  - ア 宿泊基本計画に関する事。
  - イ 食事に関する事。
- (10) 医事・衛生
  - ア 医事衛生基本計画に関する事。
  - イ 医療救護対策に関する事。
  - ウ 感染症（防疫）対策に関する事。
  - エ 食品衛生対策に関する事。
  - オ 環境衛生対策に関する事。
- (11) 輸送・交通
  - ア 輸送・交通基本計画に関する事。
- (12) 警備・消防
  - ア 警備・消防防災業務基本計画に関する事。

#### 4 スケジュール

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
主要 行事	大会開催・会期決定		リハ大会開催	国体本大会開催
推進 体制	実行委員会設立発起 人会・設立総会開催			
	実行委員会 総会開催（年1回程度）			
	実行委員会 常任委員会開催（年1回程度）			
	専門委員会 規程作成	実行委員会 各専門委員会開催（随時開催） ・総務企画専門委員会 ・競技式典専門委員会 ・宿泊衛生専門委員会 ・輸送交通専門委員会		
		庁内連絡推進会 議開催（随時）	実施本部設置・運営（庁内連絡推進会議は実施 本部会議に移行・随時開催）	



## いちご一会とちぎ国体野木町実行委員会専門委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、いちご一会とちぎ国体野木町実行委員会会則（令和元年9月25日施行）第13条第2項の規定に基づき、いちご一会とちぎ国体野木町実行委員会専門委員会（以下「専門委員会」という。）の組織及び運営について、必要な事項を定めるものとする。

(名称及び付託事項)

第2条 専門委員会の名称並びにいちご一会とちぎ国体野木町実行委員会常任委員会からの付託及び委任事項は、別表のとおりとする。

(役員)

第3条 専門委員会に次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 若干名

(役員を選任)

第4条 委員長及び副委員長は、専門委員のうちからいちご一会とちぎ国体野木町実行委員会会長（以下「会長」という。）が委嘱する。

(役員職務)

第5条 委員長は、専門委員会を代表し、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した副委員長が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 専門委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

2 専門委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれに当たる。

3 専門委員会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、又は議決することはできない。ただし、専門委員会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人にその権限を委任し、又は書面により議決に加わることができる。

4 専門委員会の議事は、出席した専門委員（あらかじめ通知された事項について、代理人が議決権を行使した委員及び書面により議決権を行使した委員を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 専門委員会は、必要があると認めるときは、専門委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(専門部会)

第7条 専門委員会は、必要があると認めるときは、専門委員会に専門部会を設置し、専門的事項について調査研究等を行わせ、その結果を報告させることができる。

2 専門部会は、会長が委嘱した者（以下「部会委員」という。）をもって構成する。

3 第3条から第5条まで並びに第6条第1項、第2項及び第4項の規定は、専門部会について準用する。この場合において、これらの条文中「専門委員会」とあるのは「専門部会」と、「委員長」とあるのは「部会長」と、「副委員長」とあるのは「副部会長」と、「専門委員」とあるのは「部会委員」と読み替えるものとする。

4 部会委員の任期は、専門委員の任期を準用する。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、専門委員会及び専門部会の運営について必要な事項は、それぞれ委員長及び部会長が別に定める。

附 則

この規程は、令和2年2月17日から施行する。

別表（第2条関係）

名称	付託事項	委任事項
総務企画専門委員会	1 総務企画に関すること。 2 財務に関すること。 3 広報に関すること。 4 町民協働に関すること。 5 観光・接伴に関すること。 6 炬火イベントに関すること。 7 他の専門委員会に属さない事項に関すること。	左記付託事項のうち、事業の実施に関すること。
競技式典専門委員会	1 競技会の運営に関すること。 2 式典に関すること。 3 施設の整備に関すること。 4 その他競技式典に関すること。	左記付託事項のうち、事業の実施に関すること。
宿泊衛生専門委員会	1 宿泊及び配宿計画に関すること。 2 環境衛生及び食品衛生に関すること。 3 医療救護に関すること。 4 その他宿泊衛生に関すること。	左記付託事項のうち、事業の実施に関すること。
輸送交通専門委員会	1 輸送・交通に関すること。 2 消防・警備に関すること。 3 その他輸送交通に関すること。	左記付託事項のうち、事業の実施に関すること。

# いちご一会とちぎ国体野木町実行委員会

## 総務企画専門委員会組織

No.	選出区分	機関・団体名	役職	氏名	備考
1	学校関係	野木町校長会			
2		小山地区幼稚園連合会			
3		社会福祉法人延寿会			
4	産業・経済関係	野木町商工会			
5		小山農業協同組合野木支店			
6	宿泊・観光関係	野木町観光協会			
7	社会団体関係	野木町区長会			
8		野木町社会福祉協議会			
9		野木町ボランティアセンター 利用者協議会			
10		野木町国際交流協会			
11		野木町花咲かせ隊			
12		野木町女性団体連絡会			
13	町関係	総合政策部	部長	寺内 由一	
14		政策課	課長	舘野 宏久	
15		政策課政策係	課長補佐	岩崎 統一	
16		産業課	課長	潮 和巳	
17		産業課商工観光係	係長	金原 寛	
18		生活環境課	課長	知久 佳弘	
19		生活環境課協働のまちづくり係	係長	蓬田 真也	

# いちご一会とちぎ国体野木町実行委員会

## 競技式典専門委員会組織

No.	選出区分	機関・団体名	役職	氏名	備考
1	県競技団体関係	栃木県ハンドボール協会			
2		栃木県バウンドテニス協会			
3	町競技団体関係	野木町ハンドボール協会			
4		野木町バウンドテニス協会			
5	スポーツ関係	野木町体育協会			
6		野木町スポーツ推進審議会			
7		野木町スポーツ推進委員会			
8		元気の出るスポーツクラブのぎ			
9	学校関係	野木町立野木中学校			
10	町関係	教育委員会事務局	教育次長	酒井 浩章	
11		総務課	課長	遠藤 正博	
12		総務課秘書広報係	係長	平澤 明美	
13		こども教育課	課長	青木 玲子	
14		こども教育課学校教育係	係長	大日方 理恵子	

いちご一会とちぎ国体野木町実行委員会

宿泊衛生専門委員会組織

No.	選出区分	機関・団体名	役職	氏名	備考
1	産業・経済関係	野木町商工会			
2		小山農業協同組合野木支店			
3		野木町青少年クラブ			
4		野木町認定農業者協議会			
5	宿泊・観光関係	野木町観光協会			
6		一般社団法人栃木県旅行業協会			
7		公益社団法人栃木県食品衛生協会野木支部			
8		野木町食生活改善推進員協議会			
9	医療関係	一般社団法人小山地区医師会野木支部			
10		医療法人社団友志会			
11	町関係	町民生活部	部長	寶示戸 浩	
12		健康福祉課	課長	石渡 真	
13		健康福祉課健康増進係	係長	吉田 孝	
14		生活環境課	課長	知久 佳弘	
15		生活環境課環境リサイクル係	課長補佐	岡部 浩一	
16		産業課	課長	潮 和巳	
17		産業課農業振興係	係長	島田 悟司	

# いちご一会とちぎ国体野木町実行委員会

## 輸送交通専門委員会組織

No.	選出区分	機関・団体名	役職	氏名	備考
1	通信・運輸関係	東日本旅客鉄道株式会社大宮支社			
2		一般社団法人栃木県バス協会			
3		小山タクシー協会			
4	警備・消防関係	野木町消防団			
5		野木町交通指導員連合会			
6		小山地区交通安全協会野木支部			
7		小山地区交通安全協会 野木支部女性部会			
8	国・県関係	栃木県小山警察署			
9		小山消防署野木分署			
10		国土交通省関東地方整備局 宇都宮国道事務所小山出張所			
11		栃木土木事務所			
12	町関係	産業建設部	部長	上原 善一	
13		総務課	課長	遠藤 正博	
14		総務課消防防災交通係	係長	相川 卓也	
15		都市整備課	課長	小沼 洋司	
16		都市整備課都市計画係	係長	鈴木 一範	

いちご一会とちぎ国体野木町開催推進年次計画【年度別業務】(1/2)

年度	令和元(2019)年度 3年前	令和2(2020)年度 2年前	令和3(2021)年度 1年前	令和4(2022)年度 開催年
国体関係 主要行事	日本スポーツ協会・文部科学省 総合視察(県) 大会開催・会期決定		リハール大会開催 中央競技団体視察	いちご一会とちぎ国体本大会開催
推進体制	実行委員会 設立発起人会開催 実行委員会 設立総会開催	実行委員会 総会開催(年1回程度) 実行委員会 常任委員会開催(随時開催) 専門委員会規程策定	実行委員会 各専門委員会開催(随時開催) 総務企画専門委員会・競技式典専門委員会 宿泊衛生専門委員会・輸送交通専門委員会	実行委員会 各専門委員会開催(随時開催) 総務企画専門委員会・競技式典専門委員会 宿泊衛生専門委員会・輸送交通専門委員会
①総務企画 ②附 ③広 ④町民協働 ⑤観光・接件	開催基本方針策定(第1回総会決定) 開催推進総合計画(年次計画)策定 リハ大会 経費調査 リハ大会 経費調査 本大会 経費調査	大会運営ガイドライン策定 協賛取扱い策定 リハ大会 予算編成 リハ大会 経費調査 本大会 経費調査	開催推進総合計画(年次計画)の進行管理 本大会実施本部 運営要領(マニュアル)作成 協賛募集の推進 リハ大会 予算執行・決算 本大会 予算編成 リハ大会 歳別用品整備 リハ大会 歳別用品整備 リハ大会 遺失物・拾得物取扱実施 リハ大会 保険加入 行幸啓会場接件実施要領(マニュアル)作成	実施本部設置・運営(庁内連絡推進会議は実施本部会議に移行・随時開催) 開催推進総合計画(年次計画)の進行管理 本大会実施本部 運営要領(マニュアル)作成 協賛募集の推進 リハ大会 予算執行・決算 本大会 予算編成 リハ大会 歳別用品整備 リハ大会 歳別用品整備 リハ大会 遺失物・拾得物取扱実施 リハ大会 保険加入 行幸啓会場接件実施
③広 報	先権国体 広報啓発活動実施状況視察	広報基本計画策定	広報啓発活動の推進 広報施設の設置・管理 実行委員会ウェブサイト外の計画・開設・管理・運営 大会報告書編成方針策定	大会報告書作成
④町民協働	先権国体 町民協働実施状況視察 先権国体 炬火ハイム実施状況視察 先権国体 ホランテイ活動状況視察	町民協働基本計画策定 ホランテイ募集要項策定 ホランテイ募集開始	町民協働の推進 炬火ハイム実施要項策定 ホランテイ業務必携作成 リハ大会 ホランテイ配置・研修	炬火ハイム実施 ホランテイ業務必携修正 本大会 ホランテイ配置・研修
⑤観光・接件	先権国体 観光・接件業務実施状況視察	観光・接件基本計画策定 観光・接件実施要項策定 総合案内所設置要項策定 売店設置運営要項策定 歓迎装飾実施要項策定	観光・接件の推進 観光・接件実施要項策定 総合案内所設置 リハ大会 売店設置 リハ大会 売店設置 リハ大会 歓迎装飾実施	観光・接件の推進 観光・接件実施要項策定 総合案内所設置 本大会 総合案内所設置 本大会 売店設置 本大会 歓迎装飾実施

いちご一會とちぎ国体野木町開催推進年次計画【年度別業務】(2/2)

年度	令和元(2019)年度 3年前	令和2(2020)年度 2年前	令和3(2021)年度 1年前	令和4(2022)年度 開催年
⑧ 技	<p>競技会運営実施状況視察</p> <p>先催国体 競技会運営実施状況視察</p> <p>競技用具整備調査・検討</p> <p>競技役員等編成調査・検討</p> <p>競技会係員・補助員編成調査・検討</p> <p>先催国体 リハ大会実施状況視察</p>	<p>競技会運営基本計画策定</p> <p>競技別実施要項検討</p> <p>競技別実施要項策定</p> <p>競技日程・組合せ表(案)作成</p> <p>参加申込受付・組合せ抽選会実施</p> <p>競技用具整備計画作成・整備</p> <p>競技役員等編成案作成</p> <p>競技会係員・補助員編成案作成</p> <p>リハ大会 開催基本計画策定</p> <p>リハ大会 競技別実施要項策定</p>	<p>競技別実施要項策定</p> <p>競技日程・組合せ表(案)作成</p> <p>競技用具整備計画作成・整備</p> <p>競技役員等編成決定・委嘱</p> <p>競技会係員・補助員編成決定・委嘱</p> <p>先催国体 リハ大会実施要項策定</p> <p>先催国体 フェスティバル大会実施要項検討</p> <p>先催国体 フェスティバル大会実施状況視察</p> <p>先催国体 情報通信業務実施内容検討</p> <p>先催国体 情報通信業務実施状況視察</p>	<p>競技別プログラム作成</p> <p>参加申込受付・組合せ抽選会実施</p> <p>競技用具整備計画作成・整備</p> <p>競技役員等編成決定・委嘱</p> <p>競技会係員・補助員編成決定・委嘱</p> <p>先催国体 リハ大会実施要項策定</p> <p>先催国体 フェスティバル大会実施要項策定</p> <p>先催国体 フェスティバル大会実施状況視察</p> <p>先催国体 情報通信業務実施要領(マニュアル)作成</p> <p>先催国体 情報通信業務実施</p> <p>先催国体 フェスティバル大会実施要項策定</p> <p>先催国体 フェスティバル大会実施状況視察</p> <p>先催国体 情報通信業務実施要領(マニュアル)作成</p> <p>先催国体 情報通信業務実施</p>
	<p>先催国体 式典実施状況視察</p> <p>先催国体 施設整備状況視察</p> <p>リハ大会 会場検討</p> <p>本大会 会場検討</p> <p>練習会場検討</p> <p>先催国体 式典実施状況視察</p> <p>先催国体 施設整備状況視察</p> <p>リハ大会 会場検討</p> <p>本大会 会場検討</p> <p>練習会場検討</p>	<p>式典基本計画策定</p> <p>施設整備基本計画策定</p> <p>リハ大会 会場仕様作成</p> <p>本大会 会場仕様作成</p> <p>練習会場仕様作成</p> <p>先催国体 式典実施要項策定</p> <p>先催国体 施設整備基本計画策定</p> <p>リハ大会 会場仕様作成</p> <p>本大会 会場仕様修正</p> <p>練習会場設置撤去</p>	<p>式典実施要項策定</p> <p>リハ大会 情報通信業務実施</p> <p>先催国体 式典実施要項策定</p> <p>先催国体 施設整備基本計画策定</p> <p>リハ大会 会場設置撤去</p> <p>本大会 会場設置撤去</p> <p>練習会場設置撤去</p>	<p>各競技会開始式・表彰式の実施</p> <p>先催国体 式典実施要項策定</p> <p>先催国体 施設整備基本計画策定</p> <p>リハ大会 会場設置撤去</p> <p>本大会 会場設置撤去</p> <p>練習会場設置撤去</p>
⑨ 施設	<p>先催国体 宿泊施設視察</p> <p>先催国体 弁当内容視察</p> <p>先催国体 医事衛生業務実施状況視察</p> <p>先催国体 宿泊施設視察</p> <p>先催国体 弁当内容視察</p> <p>先催国体 医事衛生業務実施状況視察</p>	<p>宿泊基本計画策定</p> <p>宿泊要項策定</p> <p>弁当調理要項策定</p> <p>医事衛生基本計画策定</p> <p>医療救護対策要項策定</p> <p>感染症(防疫)対策要項策定</p> <p>食品衛生対策要項策定</p> <p>環境衛生対策要項策定</p> <p>先催国体 宿泊施設視察</p> <p>先催国体 弁当内容視察</p> <p>先催国体 医事衛生業務実施状況視察</p>	<p>リハ大会 会場設置撤去</p> <p>本大会 会場仕様修正</p> <p>練習会場設置撤去</p> <p>先催国体 宿泊施設視察</p> <p>先催国体 弁当内容視察</p> <p>先催国体 医事衛生業務実施状況視察</p>	<p>先催国体 宿泊施設視察</p> <p>先催国体 弁当内容視察</p> <p>先催国体 医事衛生業務実施状況視察</p>
	<p>先催国体 宿泊施設視察</p> <p>先催国体 弁当内容視察</p> <p>先催国体 医事衛生業務実施状況視察</p> <p>先催国体 宿泊施設視察</p> <p>先催国体 弁当内容視察</p> <p>先催国体 医事衛生業務実施状況視察</p>	<p>宿泊基本計画策定</p> <p>宿泊要項策定</p> <p>弁当調理要項策定</p> <p>医事衛生基本計画策定</p> <p>医療救護対策要項策定</p> <p>感染症(防疫)対策要項策定</p> <p>食品衛生対策要項策定</p> <p>環境衛生対策要項策定</p> <p>先催国体 宿泊施設視察</p> <p>先催国体 弁当内容視察</p> <p>先催国体 医事衛生業務実施状況視察</p>	<p>リハ大会 会場設置撤去</p> <p>本大会 会場仕様修正</p> <p>練習会場設置撤去</p> <p>先催国体 宿泊施設視察</p> <p>先催国体 弁当内容視察</p> <p>先催国体 医事衛生業務実施状況視察</p>	<p>先催国体 宿泊施設視察</p> <p>先催国体 弁当内容視察</p> <p>先催国体 医事衛生業務実施状況視察</p>
⑩ 医事・衛生	<p>先催国体 輸送交通業務実施状況視察</p> <p>先催国体 警備消防業務実施状況視察</p> <p>先催国体 輸送交通業務実施状況視察</p> <p>先催国体 警備消防業務実施状況視察</p>	<p>輸送・交通基本計画策定</p> <p>輸送・交通業務実施要項策定</p> <p>警備・消防防災業務基本計画策定</p> <p>警備・消防防災要項策定</p> <p>先催国体 輸送交通業務実施状況視察</p> <p>先催国体 警備消防業務実施状況視察</p>	<p>輸送・交通業務実施要領(マニュアル)作成</p> <p>リハ大会 輸送・交通業務実施</p> <p>先催国体 輸送交通業務実施状況視察</p> <p>先催国体 警備消防業務実施状況視察</p>	<p>先催国体 輸送交通業務実施状況視察</p> <p>先催国体 警備消防業務実施状況視察</p>
	<p>先催国体 輸送交通業務実施状況視察</p> <p>先催国体 警備消防業務実施状況視察</p> <p>先催国体 輸送交通業務実施状況視察</p> <p>先催国体 警備消防業務実施状況視察</p>	<p>輸送・交通基本計画策定</p> <p>輸送・交通業務実施要項策定</p> <p>警備・消防防災業務基本計画策定</p> <p>警備・消防防災要項策定</p> <p>先催国体 輸送交通業務実施状況視察</p> <p>先催国体 警備消防業務実施状況視察</p>	<p>輸送・交通業務実施要領(マニュアル)作成</p> <p>リハ大会 輸送・交通業務実施</p> <p>先催国体 輸送交通業務実施状況視察</p> <p>先催国体 警備消防業務実施状況視察</p>	<p>先催国体 輸送交通業務実施状況視察</p> <p>先催国体 警備消防業務実施状況視察</p>
⑪ 輸送・交通	<p>先催国体 輸送交通業務実施状況視察</p> <p>先催国体 警備消防業務実施状況視察</p> <p>先催国体 輸送交通業務実施状況視察</p> <p>先催国体 警備消防業務実施状況視察</p>	<p>輸送・交通基本計画策定</p> <p>輸送・交通業務実施要項策定</p> <p>警備・消防防災業務基本計画策定</p> <p>警備・消防防災要項策定</p> <p>先催国体 輸送交通業務実施状況視察</p> <p>先催国体 警備消防業務実施状況視察</p>	<p>輸送・交通業務実施要領(マニュアル)作成</p> <p>リハ大会 輸送・交通業務実施</p> <p>先催国体 輸送交通業務実施状況視察</p> <p>先催国体 警備消防業務実施状況視察</p>	<p>先催国体 輸送交通業務実施状況視察</p> <p>先催国体 警備消防業務実施状況視察</p>
	<p>先催国体 輸送交通業務実施状況視察</p> <p>先催国体 警備消防業務実施状況視察</p> <p>先催国体 輸送交通業務実施状況視察</p> <p>先催国体 警備消防業務実施状況視察</p>	<p>輸送・交通基本計画策定</p> <p>輸送・交通業務実施要項策定</p> <p>警備・消防防災業務基本計画策定</p> <p>警備・消防防災要項策定</p> <p>先催国体 輸送交通業務実施状況視察</p> <p>先催国体 警備消防業務実施状況視察</p>	<p>輸送・交通業務実施要領(マニュアル)作成</p> <p>リハ大会 輸送・交通業務実施</p> <p>先催国体 輸送交通業務実施状況視察</p> <p>先催国体 警備消防業務実施状況視察</p>	<p>先催国体 輸送交通業務実施状況視察</p> <p>先催国体 警備消防業務実施状況視察</p>
⑫ 警備・消防	<p>先催国体 輸送交通業務実施状況視察</p> <p>先催国体 警備消防業務実施状況視察</p> <p>先催国体 輸送交通業務実施状況視察</p> <p>先催国体 警備消防業務実施状況視察</p>	<p>輸送・交通基本計画策定</p> <p>輸送・交通業務実施要項策定</p> <p>警備・消防防災業務基本計画策定</p> <p>警備・消防防災要項策定</p> <p>先催国体 輸送交通業務実施状況視察</p> <p>先催国体 警備消防業務実施状況視察</p>	<p>輸送・交通業務実施要領(マニュアル)作成</p> <p>リハ大会 輸送・交通業務実施</p> <p>先催国体 輸送交通業務実施状況視察</p> <p>先催国体 警備消防業務実施状況視察</p>	<p>先催国体 輸送交通業務実施状況視察</p> <p>先催国体 警備消防業務実施状況視察</p>
	<p>先催国体 輸送交通業務実施状況視察</p> <p>先催国体 警備消防業務実施状況視察</p> <p>先催国体 輸送交通業務実施状況視察</p> <p>先催国体 警備消防業務実施状況視察</p>	<p>輸送・交通基本計画策定</p> <p>輸送・交通業務実施要項策定</p> <p>警備・消防防災業務基本計画策定</p> <p>警備・消防防災要項策定</p> <p>先催国体 輸送交通業務実施状況視察</p> <p>先催国体 警備消防業務実施状況視察</p>	<p>輸送・交通業務実施要領(マニュアル)作成</p> <p>リハ大会 輸送・交通業務実施</p> <p>先催国体 輸送交通業務実施状況視察</p> <p>先催国体 警備消防業務実施状況視察</p>	<p>先催国体 輸送交通業務実施状況視察</p> <p>先催国体 警備消防業務実施状況視察</p>

※「策定」…総会・常任委員会・専門委員会等の審議を要する各基本計画やリハ大会、実施計画(マニュアル)、実施要項等。  
 ※「作成」…総会・常任委員会・専門委員会等の審議を要しない各業務計画や実施要領(マニュアル)、業務必携等。

# 審議事項

いちご一会とちぎ国体野木町協賛取扱要項（案）

1. 趣旨

この要項は、野木町で開催される第77回国民体育大会「いちご一会とちぎ国体」及びリハーサル大会（以下「大会」という。）の開催趣旨に賛同し、協賛の申し出があった場合における協賛の取扱いについて、必要な事項を定めることを目的とする。

2. 協賛の内容

- (1) 協賛の受入れは、原則として大会の広報啓発及び歓迎装飾に係る物品、その他、各大会に必要な用具等（以下「協賛物品等」という。）とし、いちご一会とちぎ国体野木町実行委員会（以下「実行委員会」という。）が行う。
- (2) 協賛方法は、提供または貸与とする。
- (3) 協賛物品等の搬入、据付並びに撤去等に関する費用は、原則として協賛者が負担する。

3. 協賛の手続き

- (1) 協賛の申し込みは、協賛申込書（様式第1号）により行う。
- (2) 実行委員会は、協賛の受入れを決定し、これを受領したときは、協賛受領書（様式第2号）を協賛者に交付する。

4. 協賛として受け入れないもの

次の各号のいずれかに該当する場合は、協賛を受け入れないものとする。

- (1) 大会の趣旨に反するもの
- (2) 法令等に違反するもの、公序良俗を乱す恐れがあると認められるもの
- (3) 青少年の健全な育成に支障を及ぼす恐れがあると認められるもの
- (4) 政治活動、宗教活動等に係ると認められるもの
- (5) 個人の氏名を宣伝する目的と認められるもの
- (6) その他、実行委員会が適当でないと認めるもの

## 5. 協賛の表示

- (1) 協賛物品等には、協賛者の意向に応じて、協賛者名を協賛物品等に直接文字、イラスト等により表示することができる。ただし、協賛物品等に直接表示することができない場合は、この限りではない。
- (2) 前号の協賛者名の表示は、表示方法、表示箇所、文字等の大きさ等について、実行委員会と協議し、実行委員会の承認を得て行うものとする。

## 6. 協賛への謝意

実行委員会は、協賛物品等の提供を受け入れたときは、協賛取扱基準により、協賛者に対し感謝状等を贈呈する。また、状況に応じて、SNS等にその旨を掲載することができる。

## 7. 協賛の受入れ期間

協賛の受入れ期間は、大会終了までとする。

## 8. その他

この要項に定めるもののほか、協賛の取扱いについて必要な事項は、別に定める。

## 附則

この要項は令和2年5月13日から施行する。

様式第1号

## 協賛申込書

令和 年 月 日

いちご一会とちぎ国体野木町実行委員会  
会長 様

(申込者)

名称 \_\_\_\_\_

代表者氏名 \_\_\_\_\_

所在地 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

野木町で開催されるいちご一会とちぎ国体の野木町競技会及びリハーサル大会の開催趣旨に賛同し、次に掲げる品目を協賛します。

項目	内容		備考
協賛品名			
仕様(規格・内容)			
単価・数量	単価	数量	
総額(相当額)			
協賛方法	<input type="checkbox"/> 提供 ・ <input type="checkbox"/> 貸与		<input checked="" type="checkbox"/> して下さい。
引渡予定日	令和 年 月 日		
その他特記事項			

【個人協賛者は、下記にチェックをお願いします】

「いちご一会とちぎ国体野木町協賛取扱要項」及び別紙「個人協賛にあたっての確認書」に同意します。

氏名の公表に同意します。

《申請担当者連絡先》

担当者 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

様式第2号

## 協賛受領書

令和 年 月 日

様

いちご一会とちぎ国体  
野木町実行委員会会長

野木町で開催されるいちご一会とちぎ国体の野木町競技会及びリハーサル大会の開催趣旨にご賛同いただき、次に掲げる協賛品目を受領したことを証明します。

項目	内容	
協賛品名		
仕様（規格・内容）		
単価・数量	単価	数量
総額（相当額）		
協賛方法	提供・貸与	
受領日	令和 年 月 日	
その他		

## 個人協賛にあたっての確認書

いちご一会とちぎ国体野木町実行委員会への個人協賛にあたっては、いちご一会とちぎ国体野木町協賛取扱要項及び当該確認書の内容をあらかじめご確認いただき、協賛申込書(様式第1号)の同意欄にチェックしたうえでお申し込みをお願いいたします。

### 1 個人情報の取扱い

- (1) 「いちご一会とちぎ国体野木町協賛要項」及び「個人協賛にあたっての確認書」への同意が必要となります。
- (2) 氏名の公表に同意した場合、協賛物品並びに実行委員会SNS等に個人の氏名を掲載することができます。なお、個人協賛における氏名の公表についての詳細事項は、実行委員会と協議のうえ決定いたします。
- (3) 実行委員会は協賛申込書において知り得た協賛者の氏名、住所その他の個人情報を、協賛の受入れ、取扱い、各種連絡等において利用する場合があります。

### 2 反社会勢力の排除

個人協賛者は、次の各号に掲げる事項を確約するとともに、それに違反した場合、いかなる理由でもその責任を負い、協賛の取消し・無効・損害賠償等のいかなる措置にも異議申し立てをしないものとします。

- (1) 個人協賛者が暴力団、暴力団関係企業、もしくはこれらに準ずる者又はその構成ではなく、反社会的勢力との間に特段の関係もないこと。
- (2) 反社会的勢力に自己の名義を利用して、協賛を行うものではないこと。

## いちご一会とちぎ国体野木町協賛取扱基準

### 1. 趣旨

この基準は、いちご一会とちぎ国体野木町協賛取扱要項第8項の規定に基づき、協賛への謝意等に関することについて必要な事項を定める。

### 2. 謝意実施基準

協賛者への謝意を表明する基準については、次のとおりとする。

協賛者	評価額(相当額)	謝意表明		対応者
企業・法人 団体・個人	20万円以上	感謝状	贈呈式	会長
	20万円未満 10万円以上		郵送	—
	10万円未満	礼状		—

### 3. 協賛者名掲載基準

報告書等に協賛者名を掲載する基準については、次のとおりとする。

協賛者	評価額 (相当額)	SNS等	報告書等	協賛品	協賛者の 呼称使用
企業 法人 団体 個人	20万円以上	協賛者リンク先 等貼付け、写真 及び記事掲載	協賛者名 記載	掲載可能 物品に全 て協賛者 名掲載	○
	20万円未満 10万円以上	協賛者ロゴ・リ ンク先貼付け			
	10万円未満	協賛者名			

#### 備考

- (1) 協賛品については、市価に金額換算して評価する。金額等の換算が困難である協賛内容については、別途協議し、上記に準じて評価する。
- (2) 贈呈式については、協賛者の意向等を確認のうえ実施する。
- (3) 同一者から複数回にわたり協賛すると申出があった場合は、累積評価額により謝意を表することとする。また、贈呈式については原則として1回限りの実施とする。
- (4) SNS等へのリンク先貼付け等については、事務局にて内容確認のうえ対応する。
- (5) 協賛者の呼称使用の範囲については、商品や商品広告を除く自社の広報活動や社会貢献活動に限り、次の例により無償で使用できるものとする。  
なお、協賛者の呼称を使用したフレーズの掲載については、事前に事務局に内容確認のうえ使用すること。
- (6) この基準に定められていない事項については、別途協議の上対応する。

(実施可能な企業協賛の特典内容)

- ① 協賛物品等への協賛企業・団体名等の表示
- ② SNS等での企業・団体等の紹介
- ③ 各種印刷物、配布物への企業・団体名等の表示

(使用可能な表現例)

- ・〇〇社は、第77回国民体育大会野木町開催競技を応援しています。
- ・〇〇社は、いちご一会とちぎ国体野木町開催〇〇競技大会の協賛企業です。
- ・〇〇社は、いちご一会とちぎ国体野木町開催競技を応援しています。

(使用できない表現例)

- ・〇〇社は、第77回国民体育大会を応援しています。
  - ・〇〇社は、いちご一会とちぎ国体の協賛企業です。
  - ・〇〇社は、いちご一会とちぎ国体を応援しています。
- ※ ・市町村や競技を限定せずに、大会全体を示す呼称は使用できません。
- ・国体開催時の競技会場内へは、市町村協賛企業名、団体名等の露出はできません。
  - ・競技会場外の敷地に協賛企業等の掲示をします。

## いちご一会とちぎ国体野木町民協働基本計画（案）

### 1 目的

第77回国民体育大会「いちご一会とちぎ国体」において、町民一人ひとりがそれぞれの立場で支えながら、町民総参加のもと一丸となって大会を盛り上げ、国体開催の意義を広めるとともに、とちぎ国体の経験を、その後の町民協働によるまちづくりに繋げることを目指すものとする。

### 2 内容

#### (1) 町民一人ひとりが主体的に携わる大会

町民一人ひとりが、それぞれの立場で主体的に携わることによって国体を盛り上げ、ともに喜びと感動を共有できる大会とする。

ア 大会の運営をサポートする各種ボランティア活動

イ 全国から町を訪れる大会参加者や一般観覧者の歓迎・接伴

#### (2) おもてなしの心で温かく迎える大会

大会の機運を醸成し、大会参加者や一般観覧者を元気なあいさつと笑顔で温かくお迎えするための運動や活動を展開する。

ア 花いっぱい運動の実施

イ 手づくりのぼり旗の作製等

ウ おもてなし料理の振る舞い

エ 心のこもった元気な応援

#### (3) 町の魅力を発信する大会

町民自らが特産品、歴史、文化、観光資源など町の魅力を紹介する。

ア 郷土の自然・歴史・文化の情報発信

イ 町の特産品や食文化の紹介

ウ 観光ボランティア活動

(4) 環境に配慮したクリーンな大会

ア 競技会場周辺及び町内全域の清掃美化活動

イ 各競技会場におけるごみの分別の徹底やリサイクルの推進

(5) 町民協働によるまちづくり

町民運動に携わっていただいた方が、その後の町民協働によるまちづくりにつながるよう、関係機関との連携を図る。

## いちご一会とちぎ国体野木町ボランティア募集要項(案)

## 1 趣旨

この要項は、野木町で開催される第77回国民体育大会「いちご一会とちぎ国体」及びリハーサル大会(以下、「大会」という。)の運営を支え、開催競技の円滑な運営を図るとともに、全国から訪れる選手、監督、大会関係者並びに一般参加者を温かくおもてなしするため、競技会運営ボランティア等の募集に関し必要な事項を定める。

## 2 募集主体

いちご一会とちぎ国体野木町実行委員会(以下、「実行委員会」という。)

## 3 募集人数

300人程度

## 4 募集期間

令和2年 月 日から募集人数に達するまでとするが、実行委員会が必要に応じて適宜変更することができるものとする。

## 5 募集方法

募集については、ホームページや町広報紙等を利用する。また、募集案内や登録用紙を町施設等で配布するほか、関係機関・団体の協力の下、広く周知を行う。

## 6 募集要件

- (1) 野木町内に在住または勤務・通学している個人及び団体
- (2) 大会開催時に中学生以上の方(ただし、中学生と高校生は保護者の同意を必要とします。)
- (3) (1)、(2)以外に、実行委員会が必要と認めた個人及び団体

## 7 活動を行う期間

活動を行う期間は次のとおりとする。ただし、準備に係る活動業務については、大会前の活動が主となるため、その都度調整する。また、大会予定日は変更となる場合がある。

## (1) リハーサル大会

競技名	活動期間
ハンドボール	令和3年8月に開催予定の大会期間中及びその前後

(2) いちご一会とちぎ国体（本大会）

競技名	活動期間
ハンドボール	令和4年10月6日から10月8日及びその前後
バウンドテニス	令和4年9月22日予定

(3) 活動は、1日単位とする。

(4) その他、実行委員会が活動を必要とする期間

## 8 活動内容

項目	主な活動内容
受付・案内	選手・観客等の来場者受付、会場内外での案内、資料配布 等
広報活動	イベント等における大会等のPR活動、国体ダンスの普及、記録写真や映像の撮影 等
会場サービス	休憩所におけるドリンクサービス、おもてなし 等
弁当配布	大会会場での弁当配布、空き箱の回収 等
環境美化	会場の美化・清掃活動、装飾物の維持管理 等
交通整理	競技会場周辺や駐車場における交通整理・誘導等、シャトルバス乗降整理
その他	上記のほか、国体の運営等に関すること

## 9 活動場所

競技名	活動場所
ハンドボール	野木町内
バウンドテニス	(野木町立野木中学校及び町内各所)

## 10 応募方法

登録申込用紙に必要事項を記入のうえ、持参・郵送・FAX・メールのいずれかの方法で、実行委員会に申し込むものとする。ただし、保護者の同意が必要となる場合は、保護者の押印が必要なため、郵送または持参のみの申込とする。

## 11 登録・取消

応募要件を満たし、事前研修を受けた応募者を大会運営ボランティアとして登録します。なお、本人の申し出によるほか、とちぎ国体のイメージを損なう行為等があった場合は、実行委員会の判断に基づき、登録を取り消すことがある。

## 12 活動業務・活動日・活動場所の決定

登録者の活動業務・活動日・活動場所は、事前に実施する希望調査を参考に、実行委員会が決定する。

13 報酬・交通費等

- (1)活動・研修等に係る報酬は無償とし、交通費は自己負担とする。
- (2)服飾等の識別用品及び昼食については、必要に応じて実行委員会が支給する。

14 保険

登録者の研修・活動にあたっては、実行委員会において「傷害保険」及び「賠償責任保険」に加入する。

15 個人情報の保護

応募者の個人情報は、大会の運営またはその準備のためのみに使用し、それ以外の目的には使用しない。

16 その他

この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

17 施行期日

この要項は、令和2年 月 日から施行する。

18 応募・問い合わせ先

いちご一会とちぎ国体野木町実行委員会

〒329-0195 栃木県下都賀郡野木町大字丸林571番地

[事務局：野木町教育委員会事務局 生涯学習課 スポーツ振興係]

TEL 0280-57-4187 Fax 0280-57-4914

E-mail : syougaiakusyuu@town.nogi.lg.jp

## 令和元年度事業報告

## 1、会議等の開催に関すること

## ○開催会議

会議名	開催日
いちご一会とちぎ国体野木町実行委員会 設立発起人会	令和元年6月26日
いちご一会とちぎ国体野木町実行委員会 設立総会・第1回総会	令和元年9月25日
いちご一会とちぎ国体野木町実行委員会 第1回常任委員会	令和2年2月17日

## 2、先催県の調査及び研究に関すること

## ○視察

視察大会名等	視察先	視察日
結城市炬火イベント	茨城県結城市	7月17日
筑西市炬火イベント	茨城県筑西市	8月9日
ハンドボール開催3市合同イベント	茨城県常総市	8月11日
第74回国民体育大会	茨城県常総市 他	10月2日～10月6日
茨城国体ハンドボール 事業説明会	茨城県常総市	12月19日、20日

## 3、広報・啓発に関すること

## ○参加イベント

イベント名	場所	開催日
とちぎ国体開催3年前イベント	宇都宮市オリオン通り	11月3日

令和2年度事業計画(案)

- 1、 会議等の開催に関すること
  - (1) 総会の開催
  - (2) 常任委員会の開催
  - (3) 専門委員会の開催
  
- 2、 先催県の準備状況等の調査及び研究に関すること
  - (1) 燃ゆる感動鹿児島国体の視察調査
  - (2) 三重とこわか国体ハンドボールリハーサル大会の視察調査
  - (3) 燃ゆる感動鹿児島国体ハンドボール競技事業説明会
  
- 3、 広報・啓発に関すること
  - (1) 各種イベントでの広報・啓発活動
  - (2) 公共機関への広告物の設置
  - (3) 横断幕やのぼり、啓発PR品の作製
  - (4) 花いっぱい運動
  
- 4、 いちご一会とちぎ国体の開催準備に関すること
  - (1) リハーサル大会開催関連業務の計画等検討
  - (2) 本大会各種編成・計画等の検討
  - (3) デモンストラーションスポーツ開催準備業務の計画検討
  
- 5、 関係機関・団体との連絡調整に関すること
  - (1) 栃木県の国体関係部署との連絡調整
  - (2) 開催競技団体及び各種団体との連絡調整

## 令和2年度収支予算

## 【収入】

(単位：円)

科目	予算額	備考
町補助金	4,000,000	野木町補助金
雑入	10,000	預金利息等
計	4,010,000	

## 【支出】

(単位：円)

科目	予算額	備考
会議費	50,000	
食糧費	30,000	会議用お茶
通信運搬費	20,000	郵送代等
調査費	690,000	
旅費	630,000	先催県(鹿児島・三重)等視察
使用料	60,000	レンタカー代、燃料費
備品購入費	1,900,000	ハンドボールゴール等
会場設計委託料	950,000	大会会場設計業務
事務費	60,000	
消耗品費	50,000	プリンターインク等
手数料	10,000	振込手数料等
印刷製本費	100,000	実行委員会封筒作成(角2、長3) 国体PRチラシ等印刷
広報啓発費	260,000	懸垂幕等の国体啓発品
計	4,010,000	

# 參考資料

# いちご一会とちぎ国体野木町実行委員会 名簿

(順不同・敬称略)

## 【会長】 1名

No.	選出区分	機関・団体名	役職	氏名
1	町関係	野木町	町長	真瀬 宏子

## 【副会長】 7名

1	町関係	野木町	副町長	真瀬 栄八
2		野木町教育委員会	教育長	菊地 良夫
3	町議会関係	野木町議会	議長	黒川 広
4	スポーツ関係	野木町体育協会	理事長	福井 啓仁
5	産業・経済関係	野木町商工会	会長	小島 三利
6	宿泊・観光関係	野木町観光協会	会長	岡部 美喜男
7	社会団体関係	野木町区長会	会長	下坂 孝

## 【常任委員】 29名

1	町議会関係	野木町議会	副議長	館野 崇泰
2		野木町総務経済常任委員会	委員長	松本 光司
3		野木町文教民生常任委員会	委員長	折原 勝夫
4	県競技団体	栃木県ハンドボール協会	会長	五十嵐 清
5		栃木県バウンドテニス協会	会長	五月女 裕久彦
6	町競技団体	野木ハンドボール協会	会長	吉田 正
7		野木町バウンドテニス	代表	伏木 和美
8	スポーツ関係	野木町スポーツ推進審議会	会長	針谷 良七
9		野木町スポーツ推進委員会	会長	田村 勝美
10		元気の出るスポーツクラブのぞ	会長	針谷 良七
11	学校関係	野木町校長会	代表	中田 隆
12		野木町立野木中学校	校長	大澤 治亮
13	通信・運輸関係	一般社団法人栃木県バス協会	会長	手塚 基文
14		小山タクシー協会	会長	岩崎 清孝
15	宿泊・観光関係	一般社団法人栃木県旅行業協会	会長	國谷 一男
16		公益社団法人栃木県食品衛生協会野木支部	支部長	木塚 淳一
17	医療関係	一般社団法人小山地区医師会野木支部	代表理事	岩崎 裕子
18	警備・消防関係	野木町消防団	団長	小野 善行
19		野木町交通指導員連合会	会長	寶示戸 英夫
20	社会団体関係	野木町社会教育委員会兼公民館運営審議委員会	委員長兼会長	針谷 良七
21		社会福祉法人野木町社会福祉協議会	会長	知久 善一
22		野木町子ども会連合会	会長	長南 美佳
23		野木町PTA連合会	会長	工藤 仁
24	報道関係	株式会社下野新聞社小山総局	小山総局長	宗像 信如
25		テレビ小山放送株式会社	取締役事業本部長	宇和嶋 則夫
26	町関係	野木町総合政策部	部長	寺内 由一
27		野木町町民生活部	部長	寶示戸 浩
28		野木町産業建設部	部長	上原 善一
29		野木町教育委員会事務局	教育次長	酒井 浩章

## 【監事】 2名

1	町関係	野木町	代表監査委員	岩崎 忠義
2		野木町	会計管理者	橋本 利男

No.	選出区分	機関・団体名	役職	氏名
1	学校関係	小山地区幼稚園連合会	法得幼稚園園長	大中 清見
2		社会福祉法人延寿会	理事長	河合 亜希子
3	産業・経済関係	野木町農業委員会	会長	黒須 市郎
4		小山農業協同組合	代表理事専務	酒井 吉一
5		小山農業協同組合野木支店	支店長	倉持 崇宏
6		野木町青少年クラブ	会長	岩崎 千昌
7		野木町認定農業者協議会	会長	老沼 利治
8		野木町建設業協同組合	代表理事	福田 栄作
9		野木町工場協会	会長	船橋 隆
10	通信・運輸関係	東日本旅客鉄道株式会社大宮支社	執行役員大宮支社長	大西 精治
11		日本郵便株式会社野木郵便局	局長	木村 直人
12		東日本電信電話株式会社栃木支店	支店長	長谷部 周彦
13		東京電力パワーグリッド株式会社栃木南支社	支社長	矢島 浩二
14	宿泊・観光関係	公益社団法人栃木県栄養士会	県南支部運営委員	岩本 佳代子
15		野木町食生活改善推進員協議会	会長	三井 玲子
16	医療関係	一般社団法人小山歯科医師会	副会長	上原 信録
17		公益社団法人栃木県看護協会	小山地区支部長	前原 多鶴子
18		日本赤十字社栃木県支部野木分区	分区長	真瀬 宏子
19		医療法人社団友志会	本部経営企画室室長	板橋 昭二
20		一般社団法人小山薬剤師会	副会長	伊沢 泰直
21	警備・消防関係	小山地区交通安全協会野木支部	支部長	鈴木 隆守
22		小山地区交通安全協会野木支部女性部会	会長	菊池 フミ子
23	社会団体関係	野木町文化協会	会長	多田 美一
24		野木町ボランティアセンター利用者協議会	会長	原田 孝之
25		野木町ライオンズクラブ	会長	田代 明裕
27		野木町国際交流協会	会長	川島 良一
28		野木町民生委員児童委員協議会	会長	三木 ひとみ
29		野木町花咲かせ隊	隊長	藤間 猛夫
30		野木町女性団体連合会	会長	星野 英子
31		野木町老人クラブ連合会	会長	鈴木 隆守
32		公益財団法人日本ボーイスカウト栃木県連盟	県連盟運営委員	渡辺 秀夫
33		一般社団法人ガールスカウト栃木県連盟	連盟長	三森 紀子
34	報道関係	株式会社朝日新聞社足利支局	支局長	北崎 礼子
35		株式会社産経新聞社宇都宮支局	支局長	鈴木 憲司
36		東京新聞宇都宮支局	支局長	蒲 敏哉
37		株式会社毎日新聞社宇都宮支局	支局長	青木 英一
38		株式会社読売新聞社小山支局	支局長	林 栄太郎
39		一般社団法人共同通信社宇都宮支局	支局長	新井 秀信
40		時事通信社宇都宮支局	支局長	岩井 秀輔
41		株式会社とちぎテレビ	代表取締役社長	黒内 和男
42		日本放送協会宇都宮放送局	局長	村木 優実子
43		株式会社フジテレビ宇都宮支局	支局長	佐藤 光秋

# いちご一会とちぎ国体野木町実行委員会 参与

(順不同・敬称略)

【参与】 32名

No.	選出区分	機関・団体名	役職	氏名
1	町議会議員	野木町議会	議員	梅澤 秀哉
2		野木町議会	議員	小川 信子
3		野木町議会	議員	針谷 武夫
4		野木町議会	議員	小泉 良一
5		野木町議会	議員	坂口 進治
6		野木町議会	議員	鈴木 孝昌
7		野木町議会	議員	舘野 孝良
8		野木町議会	議員	長澤 晴男
9		野木町議会	議員	真瀬 薫正
10		野木町議会	議員	宮崎 美知子
11	区 長	友沼区	区長	岩瀬 武
		松原区	区長	中村 俊三
12		潤島区	区長	土佐 美治
13		新橋区	区長	成田 秀志
14		野木区	区長	知久 善一
15		野渡区	区長	神原 敏郎
16		南赤塚区	区長	舘野 盛
17		丸林東区	区長	齊藤 博
19		中谷区	区長	岡部 高幸
20		佐川野区	区長	柿沼 利男
21		川田区	区長	鈴木 敏男
22	若林区	区長	舘野 悦男	
23	町教育委員	野木町教育委員会	委員	福島 利明
24		野木町教育委員会	委員	西巻 ちず子
25		野木町教育委員会	委員	舘野 悦男
26		野木町教育委員会	委員	小俣 多美枝
27		野木町教育委員会	委員	爲我井 志麻
28	国・県関係	栃木県小山警察署	署長	村松 宏政
29		小山市消防本部	消防長	猪瀬 治雄
30		小山消防署野木分署	分署長	間中 功
31		栃木県県土整備部栃木土木事務所	参事兼所長	嶋田 幸男
32		県南健康福祉センター	参事兼所長	大橋 俊子
33		国土交通省関東地方整備局宇都宮国道事務所小山出張所	所長	星野 実

## いちご一会とちぎ国体野木町実行委員会会則

### 第1章 総則

#### (名称)

第1条 本会は、いちご一会とちぎ国体野木町実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

#### (目的)

第2条 実行委員会は、第77回国民体育大会において野木町で行う競技会（以下「競技会」という。）の円滑な運営に関し、必要な事務及び事業を行うことを目的とする。

#### (所掌事項)

第3条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 競技会の開催に必要な方針及び計画の決定に関すること。
- (2) 競技会の開催に係る準備に関すること。
- (3) 競技会の開催に必要な施設及び設備の整備に関すること。
- (4) 競技会の開催及び実行に係る経費に関すること。
- (5) 関係競技団体、関係団体及び関係機関との連絡調整に関すること。
- (6) その他、本会の目的達成に必要な事項に関すること。

### 第2章 組織

#### (組織)

第4条 実行委員会は、会長及び委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- (1) 町を代表する者
- (2) 町の議会の代表する者
- (3) 関係競技団体、関係団体及び関係機関を代表する者
- (4) その他会長が特に必要と認める者

#### (役員)

第5条 実行委員会に次の役員を置く。

- |           |       |
|-----------|-------|
| (1) 会 長   | 1名    |
| (2) 副 会 長 | 10名以内 |
| (3) 常任委員  | 40名以内 |
| (4) 監 事   | 2名以内  |

#### (役員を選任)

第6条 実行委員会の会長は、野木町長をもって充てる。

2 副会長及び常任委員は、総会の承認を得て委員のうちから会長が委嘱する。

3 監事は、総会の承認を得て会長が委嘱する。

(役員職務)

第7条 会長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ会長が指名した順序により、その職務を代理する。また、会長が当事者双方の代理人となる契約等については、前項の規定にかかわらず、副会長が会長の職務を代理する。

3 常任委員は、常任委員会の構成員として、第12条第7項に掲げる事項を審議する。

4 監事は、実行委員会の財務を監査する。

(任期等)

第8条 委員及び役員(以下「委員等」という。)の任期は、委嘱されたときから実行委員会の目的が達成され、解散したときまでとする。ただし、委員等が就任時におけるそれぞれの所属団体又は機関の役職を離れた場合は、その委員等は辞職したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

2 会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。

3 会長は、前2項の規定により委員等に変更があったときは、次の総会において報告する。

4 委員等は、無報酬とする。

(参与)

第9条 実行委員会に、参与を置くことができる。

2 参与は、会長が委嘱する。

3 参与は、会長が必要と認める事項について、会長の諮問に応じ、助言を行う。

4 前条の規定は、参与の任期等について準用する。

### 第3章 会議

(会議の種類)

第10条 実行委員会に、次に掲げる会議を置く。

(1) 総会

(2) 常任委員会

(3) 専門委員会

(総会)

第11条 総会は、会長及び委員等をもって構成する。

- 2 総会は、必要に応じて会長が招集する。
- 3 総会の議長は、会長又は会長が指名した者がこれにあたる。
- 4 総会は、次に掲げる事項について審議し、議決する。
  - (1) 競技会の開催に係る基本方針等に関する事。
  - (2) 会則の制定及び改廃に関する事。
  - (3) 事業計画及び事業報告に関する事。
  - (4) 予算及び決算に関する事。
  - (5) 常任委員会に委任する事項に関する事。
  - (6) その他重要な事項に関する事。
- 5 総会は、委員等の過半数の出席がなければ開催し、議決することはできない。ただし、総会に出席できない委員等は、あらかじめ通知された事項について、代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わることができる。
- 6 総会の議事は、出席委員（代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わった者を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 7 会長は必要に応じて参与に総会への出席を求めることができる。

(常任委員会)

第12条 常任委員会は、会長、副会長及び常任委員をもって構成する。

- 2 委員長は、会長をもって充てる。
- 3 副委員長は、副会長をもって充てる。
- 4 常任委員会は、必要に応じて委員長が招集する。
- 5 常任委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれにあたる。
- 6 委員長に事故あるとき、又は欠けたときは副委員長がその職務を代理する。
- 7 常任委員会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。
  - (1) 総会から委任された事項に関する事。
  - (2) 専門委員会の設置並びに専門委員会への付託及び委任事項に関する事。
  - (3) 総会を招集するいとまのない緊急な事項に関する事。
  - (4) その他委員長が必要と認める事項に関する事。
- 8 前条第5項及び第6項の規定は、常任委員会について準用する。
- 9 常任委員会は、第7項の規定により審議し、決定した事項及び次条第2項の規定により専門委員から報告があった事項を次の総会に報告するものとする。
- 10 第8条の規定は、常任委員会の任期等について準用する。

(専門委員会)

第13条 専門委員会は、会長が委嘱した専門委員をもって構成する。

2 専門委員会は、常任委員会から委任又は付託された事項について調査、審議し、その結果を常任委員会に報告するものとする。

3 前2項の規定に定めるもののほか、専門委員会に関し必要な事項は、常任委員会に諮った上で、会長が別に定める。

4 第8条の規定は、専門委員の任期等について準用する。

#### 第4章 会長の専決処分

(会長の専決処分)

第14条 会長は、総会及び常任委員会（以下「総会等」という。）を招集するいとまがないとき、又は総会等の権限に属する事項で軽易なものについては、これを専決処分することができる。

2 会長は前項の規定により専決処分をしたときは、これを次の総会等において報告し、その承認を得なければならない。

#### 第5章 事務局

(事務局)

第15条 実行委員会の事務を処理するため、事務局を主管課に置く。

2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

#### 第6章 会計

(経費)

第16条 実行委員会の経費は、補助金及びその他の収入をもって充てる。

(予算及び決算)

第17条 実行委員会の収支予算は、総会の議決により定め、収支決算は、監事の監査を経て総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第18条 実行委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

2 実行委員会の会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。

#### 第7章 解散

(解散)

第19条 実行委員会はその目的が達成されたときに解散するものとする。

2 本会が解散するときに有する残余財産は、総会の議決を経て処分する。

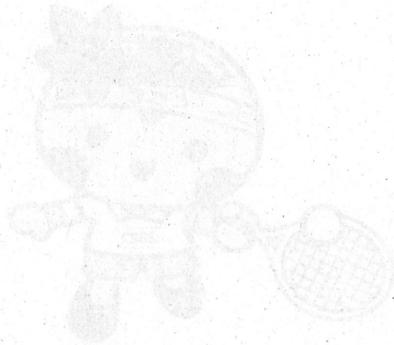
第8章 補足

(委任)

第20条 この会則に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この会則は、令和元年9月25日から施行する。



〒100-0001 東京都千代田区千代田  
日本橋区本町一丁目1番1号  
（日本橋区本町一丁目1番1号）

〒100-0001 東京都千代田区千代田  
日本橋区本町一丁目1番1号  
（日本橋区本町一丁目1番1号）

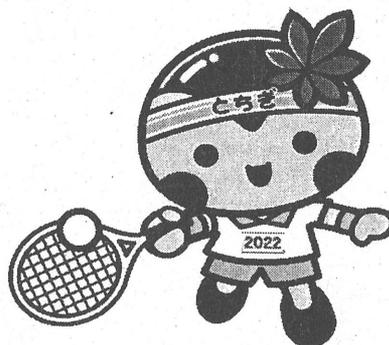
【問合せ】  
〒100-0001 東京都千代田区千代田  
日本橋区本町一丁目1番1号  
TEL 03-6011-4161 FAX 03-6011-4162  
E-mail: syousai@koushikyo.or.jp  
HP: http://www.koushikyo.or.jp

# いちごいちえ 会とちぎ国体

第77回 国民体育大会 夢を感動へ。感動を未来へ。2022



ハンドボール  
(正式競技)



バウンドテニス  
(デモンストレーションスポーツ)

## 【事務局】

野木町教育委員会事務局 生涯学習課スポーツ振興係  
〒329-0195 栃木県下都賀郡野木町大字丸林571  
(野木町公民館内)

TEL : 0280-57-4187 FAX : 0280-57-4914

E-mail: syougaiakusyuu@town.nogi.lg.jp

HP <http://www.town.nogi.lg.jp>